

平成29年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 6法人

指摘件数 47件

【指摘の内訳】

□評議員選任・解任委員会に関すること 2件

(主な内容)

評議員選任・解任委員会の招集通知及び議事録が確認できない。また、就任承諾書の確認もできない。
--

□評議員会に関すること 11件

(主な内容)

理事、監事及び評議員の報酬基準について、評議員会の承認がされていない。

理事、監事を選任する際に定款の規定に基づく候補者ごとの決議がされていない。

評議員会の招集通知及び就任承諾書が確認できない。

評議員会の議長を理事長が行っている。

評議員会を理事会と同日に開催している。

□理事、監事に関すること 2件

(主な内容)

理事、監事の就任承諾書が確認できない。

監事監査の報告書が確認できない。

□理事会に関すること 8件

(主な内容)

理事会の招集通知が省略されているが、理事及び監事の全員の同意が確認できない。
--

評議員選任・解任委員の選任に関する議案及び議事録が確認できない。

理事会で評議員を選任している。

理事会招集通知を相当の期間をもって行っていない。また、招集通知が確認できないものがある。
--

議事録が確認できないものがある。

議事録署名人のないもの及び押印のない議事録がある。また、法改正後の議事録の署名人が定款に合致していない。
--

理事長の職務執行状況の報告が期限内に行われていない。

□資産管理に関すること 4件

(主な内容)

基本財産のうちの一部で登記状況が確認できないものがある。

財産目録と定款の基本財産が一致しない。

□会計管理、会計処理に関すること 17件

(主な内容)

予算を超過して予算執行している。

理事会の決議を経ず積立金を計上している。

当初予算について理事会で決議されていることが議事録で確認できない。

引当金明細書、積立金・積立資産明細書、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

総勘定元帳が拠点区分ごとに作成されていない。

経理規程が理事会の決議を経ず改正されている。

補正予算が評議員会の承認を得ていない。

□その他に関すること 3件

(主な内容)

定款及び役員名簿等が公表されていない。

資産総額の変更登記が期限までに行われていない。

事業報告書が作成されていない。
